

【議題2】地域とともに進める学校づくりについて

・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

資料2

◆地教行法47条の5に基づいて教育委員会が学校に設置

◆主な役割

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

【参考資料4 参照】

◆地域とともにあるために必要な3つの視点

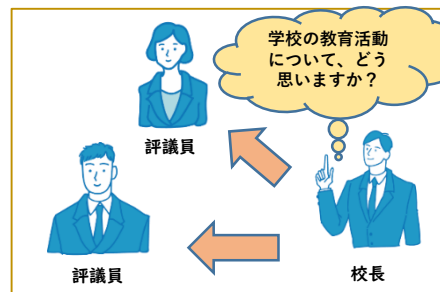
- ①関係者が当事者意識を持って「熟議(熟慮と議論)」を重ねること
- ②学校と地域の人たちが協働して活動すること
- ③学校が組織として力を発揮するためにマネジメント力を備えること



※この3つがそろうことで目的の共有や課題解決が可能となる

◆学校評議員制度と学校運営協議会制度(CS)の違い

「地域に開かれた学校」をめざした
学校評議員制度(H15設置)



学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育活動について意見を述べることができる。
※本市では学校協議会委員の名称

「地域とともにある学校」をめざす
学校運営協議会制度



学校運営協議会委員は、学校運営や必要な支援について協議し、一定の権限と責任を持って合議体として意見を述べることができる。

◆今後のスケジュール

- R5年3月 「非常勤の特別職(報酬)に関する条例」改正条例案提出予定(市議会)
「学校運営協議会の設置等に関する規則」提案予定(教育委員会議)
- R5年4月 羽曳が丘小をモデル校として学校運営協議会を設置予定
- R6年4月 小学校・義務教育学校13校で設置予定
- R7年4月 中学校5校で設置予定(全19校完了)

◆想定される課題

- ①委員の人選 ②推進員の人選(CSには必置ではない)【参考資料5 参照】